

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和4年6月16日

会計年度任用職員の在留資格失効について

国際課において国際交流員※として任用している外国籍の会計年度任用職員が、在留期間の更新申請を失念しており、在留資格が失効している状態で勤務していた事案が発生しました。

※国際交流員：主に翻訳業務や語学指導助手の支援を行う会計年度任用職員

1 概要

令和4年6月10日（金曜日）に、当該職員の在留カードの有効期間を確認したところ、有効期間の満了日が令和3年5月25日であることが判明した。

6月13日（月曜日）、法務省出入国在留管理庁東京出入国在留管理局から、当該職員が出国命令対象者に該当すると認定された。

2 対応

当該職員の任用は事案が判明した6月10日（金曜日）をもって終了した。

3 再発防止策

任用する外国籍の職員について、新規任用時及び再度任用時に在留資格の有効期限の確認を徹底する。